

2012年11月4日
新型インフルエンザの診療に関する研修

新型インフルエンザ対策に関する 行政の対応について

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ対策の経緯について (平成21年以前)

	法律	新型インフルエンザ対策 行動計画	新型インフルエンザ対策 ガイドライン
平成9年10月		新型インフルエンザ対策報告書 (新型インフルエンザ対策に関する検討会)	
平成15年8月		新型インフルエンザ対策に関する 検討小委員会報告書 (新型インフル エンザ対策に関する検討小委員会)	
平成17年12月		新型インフルエンザ対策行動計画 策定 (新型インフルエンザ及び鳥インフ ルエンザに関する関係省庁対策会議)	
平成18年6月			インフルエンザ(H5N1)に関するガ イドライン—フェーズ3— (新型インフルエンザ専門家会議)
平成19年3月			インフルエンザ(H5N1)に関するガ イドライン—フェーズ4以降— (新型インフルエンザ専門家会議)
平成20年5月	感染症法改正 (①新たな感染症の種類とし 新型インフルエンザおよび再 興型インフルエンザを規定、 ②トリートメント感染のH5N1型 インフルエンザを鳥インフル エンザ(H5N1)として二類感 染症に規定)		

新型インフルエンザ対策行動計画について

本行動計画は、国としての対策の基本的な方針及び認識を示すものであり、ガイドライン等を基に具体的な対策を講じていくものとする。

対策の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく後ろにずらし、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

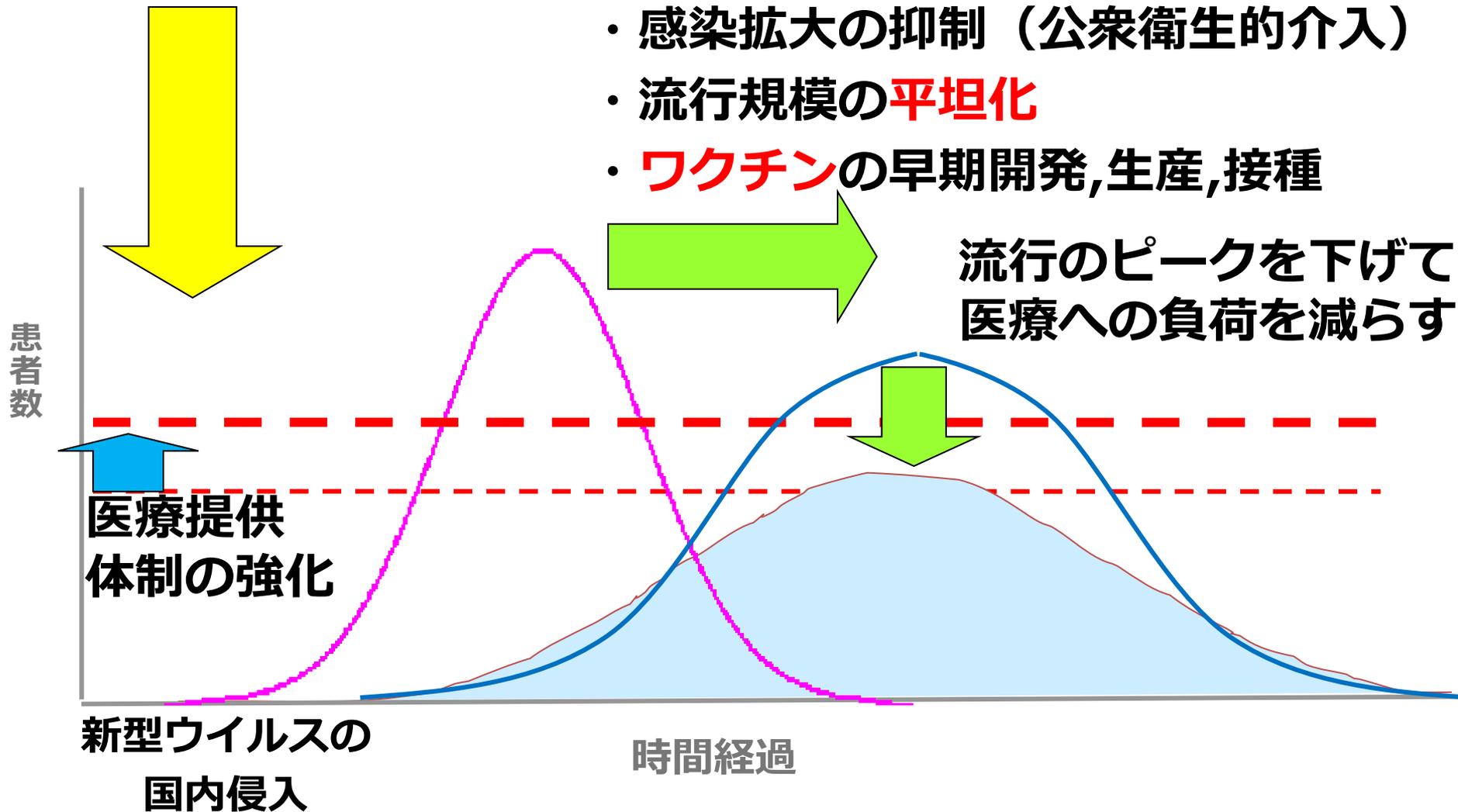
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

- ・地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の実施等により、国民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

対策の基本的考え方

- ・ 侵入を遅らせる (水際対策)
- ・ 拡大を遅らせる (早期封じ込め)

- ・ 感染拡大の抑制 (公衆衛生的介入)
- ・ 流行規模の平坦化
- ・ ワクチンの早期開発, 生産, 接種



新型インフルエンザ対策行動計画について

行動計画では、発赤段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載

行動計画の主要7項目

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤医療
- ⑥ワクチン
- ⑦社会・経済機能の維持

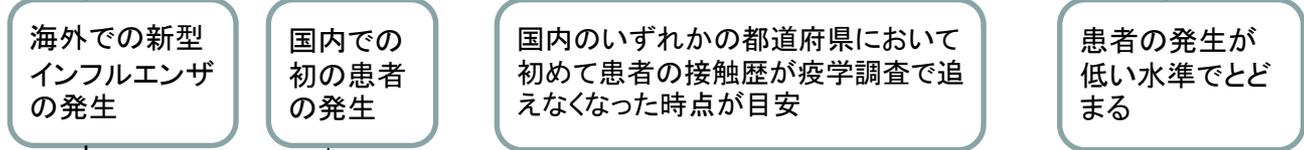
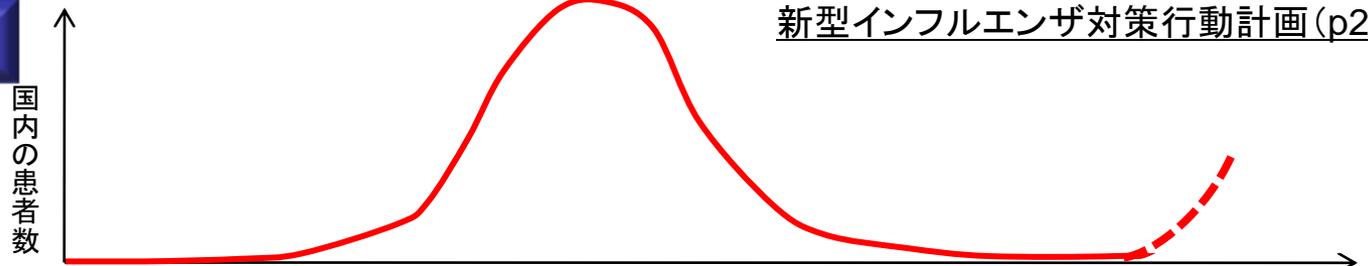
行動計画の発生段階とWHOのフェーズ対応表

本行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1、2、3
海外発生期	フェーズ4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

国及び地域(都道府県)における発生段階

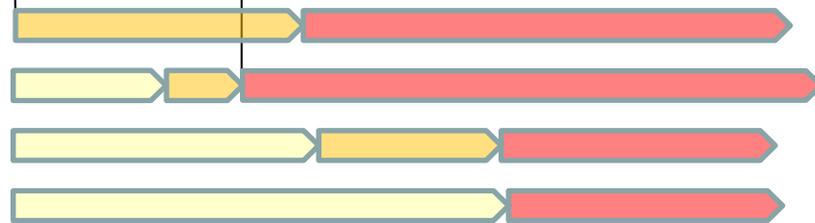
新型インフルエンザ対策行動計画(p21)

国における発生段階



地域(都道府県)における発生段階

A県
B県
C県
D県



各都道府県での初の患者の発生

各都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった時点が目安



地域での発生状況は様々であり、
 ・地域未発生期から地域発生早期
 ・地域発生早期から地域感染期
 の移行は、都道府県を単位として判断

平成23年 行動計画改定のポイント

総論的事項

- ・病原性・感染力の程度に応じた適切な対策への切り替え(行動計画の運用の弾力化)を明記。
- ・地域レベルの発生段階*の設置。移行については、国と協議の上で、都道府県が判断。
*「地域未発生期」「地域発生早期」「地域感染期」

1.【未発生期】

●ワクチン

- ・発生時に速やかに接種開始できるよう、プレパンデミックワクチンの一部を事前に製剤化して備蓄。
- ・接種の法的位置づけや接種順位を決定する等の接種体制の整備。

●情報共有

- ・一元的な情報提供を行うための組織体制を構築。

2.【海外発生期】

(海外で新型インフルが発生した状態)

●検疫

- ・発生が疑われる場合、WHOフェーズ4宣言前でも検疫強化等を開始。
- ・合理性が認められなくなった場合には、機動的に措置を縮小することを明記。
- ・水際対策の目的は、国内発生への遅延であり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではないことを明確化。

●医療体制

- ・「帰国者・接触者外来」*の設置時期を海外発生期に前倒し。
*「発熱外来」から名称変更。

- ・帰国者・接触者外来以外の医療機関への受診に備え、院内感染対策を講じた上での診療体制の整備を要請。

●ワクチン ※国内発生期以降に実施する対策も含む

- ・病原性が高い等の場合は、公費で集団接種することを基本として、対策本部で接種順位等を決定し、関係者の協力の下、接種を開始。
- ・パンデミックワクチンについては、国産ワクチンの確保を原則とするが、必要に応じ輸入ワクチンも確保。

3.【国内発生早期】

(いずれかの都道府県で患者発生、疫学リンクは追える状態)

●感染拡大防止

- ・感染拡大防止策の実施に資する目安を示し、必要な場合には、地域全体での積極的な感染拡大防止策*の実施を要請。
*学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛要請等

●医療体制

- ・患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定しての実施を要請。

●サーベイランス

- ・患者・入院患者の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化。

4.【国内感染期】

(いずれかの都道府県で患者の疫学リンクが追えなくなる状態)

●感染拡大防止策

- ・対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から、被害軽減に切り替えることを明記。

●医療体制

- ・地域未発生期・地域発生早期の都道府県においては、必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置の中止可能。

●サーベイランス

- ・地域発生期の都道府県においては、全数把握は中止。

その他

- ・社会・経済機能の維持を目的に、以下を実施。
一 買占め等への監視・国民相談窓口の設置・事業継続のための法令の弾力運用の周知・緊急物資の円滑な流通や運送の要請・中小企業等の経営安定化に資する政府関係金融機関等への要請。

新型インフルエンザ対策ガイドラインについて

新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、新型インフルエンザに係る各種ガイドラインを策定し、新型インフルエンザに係る各種対策についての具体的な内容、関係機関等の役割等を提示し、国民各層での取組を推進する。

平成21年ガイドライン

水際対策に関するガイドライン
検疫に関するガイドライン
感染拡大防止に関するガイドライン

医療体制に関するガイドライン
抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン
(ワクチン接種に関するガイドライン)

事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン
情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン
埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン



改定予定

水際対策に関するガイドライン
感染拡大防止に関するガイドライン
サーベイランスに関するガイドライン(新設予定)
医療体制に関するガイドライン
抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン
新型インフルエンザワクチンに関するガイドライン
(新設予定)
事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン
情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン
埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

(背景)

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、
 - ・平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
 - ・新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、**各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性**



- 政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

平成24年5月公布。公布の日から1年を越えない範囲内に施行

特措法と行動計画、ガイドラインの関係について

新型インフルエンザ対策行動計画 (平成23年改定)

発生段階に応じて、7項目の対策について記載

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤医療
- ⑥ワクチン
- ⑦社会・経済機能の維持

各種対策の具体的な内容

新型インフルエンザ対策ガイドライン (平成21年策定)

平成23年の行動計画改定を受け、見直し意見書がだされているところ

- ①水際対策
- ②検疫
- ③感染拡大防止
- ④医療体制
- ⑤抗インフルエンザウイルス薬
- ⑥ワクチン接種
- ⑦事業者・職場
- ⑧個人、家庭及び地域
- ⑨情報提供・共有(リスクコミュニケーション)
- ⑩埋火葬の円滑な実施
(見直し意見書ではサーベイランスに関するガイドライン(新設)あり)

行動計画のうち感染症法に基づく対策

行動計画のうち予防接種法に基づく対策

行動計画のうち検疫法に基づく対策

行動計画のうち法的裏付けのない対策

特措法の制定にて法的根拠を与えられた対策

(例)

- ・業務計画にもとづく医療等の確保(第47条)
- ・臨時の医療施設等(第48条)
- ・医療従事者、社会機能維持者に対する特定接種(第28条)等

ガイドラインのうち感染症法に基づく対策

ガイドラインのうち予防接種法に基づく対策

ガイドラインのうち検疫法に基づく対策

ガイドラインのうち法的裏付けのない対策

特措法の制定にて法的根拠を与えられた対策

(既存の法律の例)

感染症法

予防接種法

検疫法

特措法

↓
法の施行にあたり、
下位法令(政省令・告示)の制定が必要*

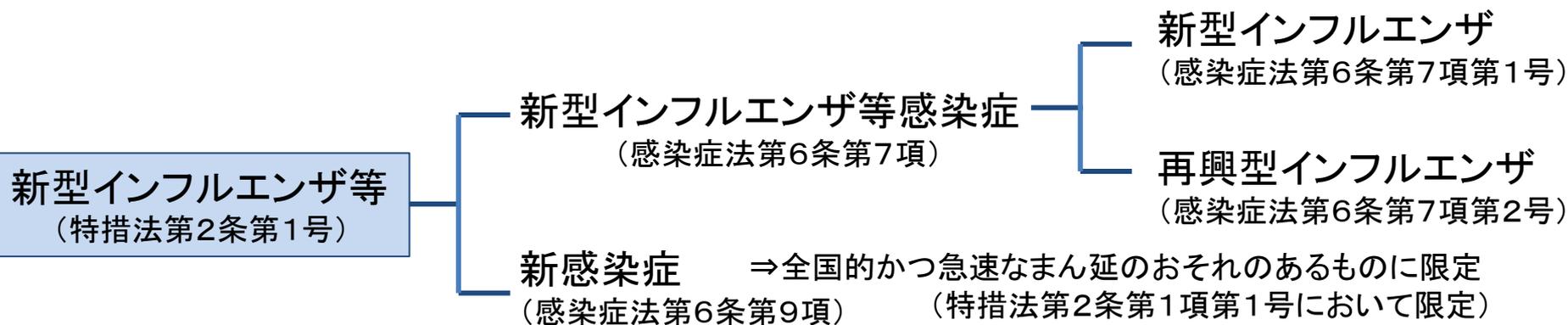
特措法施行後は、
法に基づく行動計画となる

特措法は、現行行動計画における対策のうち、既存法で規定されていない対応について、法的根拠を与えるものであり、行動計画の基本的な考え方には変更ないが、特措法にて新たに規定された項目について行動計画に追記する、あるいは法的根拠を明記する必要がある。また行動計画で記載された対策の具体的な内容をガイドラインで記載しており、行動計画とガイドラインの整合性を取る必要がある(平成23年の改定行動計画に対応してガイドラインが改定されていないため、ガイドラインに関しては全面的に改定が必要)

(*) 政省令・告示に記載すべき事項は法律制定時に定められている

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾病について

- 新型インフルエンザは、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いことから、このような事態に備えて、今般新たな法律を設けたところ。
 - 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから特措法の対象としたところ。
- ※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係は、以下のとおり。



新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及

② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的大規模かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)

② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)

③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)

④ 緊急物資の運送の要請・指示

⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

⑥ 埋葬・火葬の特例

⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)

⑧ 行政上の申請期限の延長等

⑨ 政府関係金融機関等による融資

等



○ 施行期日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

新型インフルエンザ発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
検疫の実施、特定接種の実施等

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
住民への予防接種
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止